



欠席・遅刻・早退の連絡

欠席・遅刻の連絡
8：15まで

楽メにてご連絡ください

- ・連絡がない場合、家庭訪問や勤務先等へ連絡する場合があります。
- ・早退の場合もご連絡ください。

遅刻・早退の場合、
送迎をお願いします

電話対応時間【8：05～17：00】
時間外は自動メッセージが流れ、
つながりません。
緊急時は教育委員会へ
24-4111（市役所代表）

登下校時刻

登校時間
8：05～8：15

- ・決められた通学路で登下校します。
- ・安全のため、早く登校しすぎないようにご協力ください。（特に冬季）

下校時刻

＜月・水＞
5時間授業 13：40頃
6時間授業 14：30頃

＜火・木・金＞
5時間授業 13：55頃
6時間授業 14：45頃

- ・下校時刻は各学級の帰りの会により多少前後する場合がございます。

放課後の帰宅時刻

春休みから9月末
午後5時までに帰宅

10月
午後4時半までに帰宅

11月から3学期末
午後4時までに帰宅

- ・帰宅時刻は、帰り始める時刻ではなく帰宅を終える時刻です。

校内生活の重点目標

進んで元気に挨拶

廊下歩行は右側

あとかたづけをしよう

生活

インターネットを 使う時の約束

- ①お家の人と一緒に時間や約束を決めて行う。
- ②知らないサイトには、絶対に入らない。
- ③自分の名前や住所、電話番号、顔写真などの個人情報を書き込まない。
- ④知らない人からきたメッセージに返事を送らない。
- ⑤オンラインゲーム、SNS等で知り合った人とは、絶対に会わない。
- ⑥オンラインゲームでのチャットや、LINEでは言葉づかいに気を付ける。個人名やあだ名、人のいやがるようなこと、うそを書き込まない。
- ⑦オンラインゲームのチャットや、LINEなどの情報は親子で共有する。

校外生活の約束

＜原則保護者同伴＞

- ・ゲームセンター（コーナー）
- ・カラオケ ・ボーリング
- ・サイクリング ・飲食店
- ・花火 ・つり ・キャンプ
- ・スキー ・海 ・川 ・山
- ・大型スーパー
- ・映画やコンサートなど

＜保護者の許可が必要＞

- ・校区外の場所（習い事、少年団などの場合のみ）
- ・スインピア
- ・帯広の森付近
- ・公共施設

出かける時は「行き先」「帰宅時刻」「誰と」を必ず伝えます。

給食について

給食袋

- ◆エプロン ◆三角巾
- ◆ナブキン ◆マスク

※毎週金曜日に持ち帰り、洗濯をして週はじめに持ってきます。

☆パンや牛乳などは、残した場合でも持ち帰りはできません。

清掃について

雑巾

- ◆机用 ◆床用
- ◆洗濯バサミ（2つ）

※机にかけておきます。
※汚れた場合は持ち帰ります。

☆給食後、毎日清掃をします。ただし、月・水曜日は簡単清掃です。

学習用具

学習に集中できるよう、ふでいれの中身はシンプルで使いやすいものでそろえます。

- ・えんぴつ
 - ・よく消える消しゴム
 - ・赤ペンまたは赤えんぴつ（学年によっては青も）
 - ・ネームペン（油性ペン）
 - ・じょうぎ（2つに折れないもの）
- ※そのほか担任から指示のあるもの

学校置き

- ・はさみ ・のり
- ・色えんぴつ（クーピー）
- ・ねん土
- ・ねん土板（カッター板）
- ・とびなわ
- ・生活科バッグ

学校置き勉強道具

原則、毎日持ち帰るもの

- ・国語、算数の教科書とノート
- ・図工等で使用するカッターや彫刻刀

学校置きにしていよいもの

- ・スキルやドリル ・家庭科セット
- ・資料集や地図帳
- ・社会、理科、音楽、図工、家庭科、生活科、保健の教科書やノート
- ・国語辞典や漢字辞典
- ・鍵盤ハーモニカやリコーダー
- ・外国語のテキスト

特別な扱いとなるもの

- ・絵具セット（筆とパレットのみ持ち帰り可）
- ・習字セット（筆のみ持ち帰り可）

水泳とスケート

水泳について

- ・スインピアで年6回の水泳学習を行います。（往復バスで移動）
- ・プールに入れない場合は、必ず保護者から連絡ください。（連絡帳など）

持ち物

- ・水着 ・水泳帽子
 - ・ゴーグル ・バスタオル
- ※忘れ物があった場合は、プールに入ることができません。

スケートについて

- ・グラウンドのリンクで、スピードスケートの学習をします

持ち物

- ・スケート ・タオル ・手袋
 - ・帽子 ・上着（丈の短いもの）
- ※スケートは毎週金曜日に持ち帰ります。（放課後使用しない場合）

学習

学習の約束

- 1 学習が始まるまでに学習用具を
しっかり用意しておきます！
- 2 チャイムが鳴ったら、
席に着いています！
- 3 学習のはじまりとおわりの
あいさつはしっかりします！
- 4 名前をよばれたら
「はい」と返事をします！
- 5 ふでいれの中や机の中を
いつも整とんします！

宿題と家庭学習

宿題について

- ・学習習慣が身に付けられるように全学年で取り組んでいます。
- ・可能な限り、出された日のうちに終わるようにします。

家庭学習について

- ・宿題がある場合は、先に宿題から取り組みます。
- ・家庭学習時間のめやす

学年×10分＋10分
（例）3年生 3×10＋10＝40分

- ・基本的に、学校では提出の点検のみ行います。家庭学習の丸付けは可能な限り各ご家庭で行ってください。
- ・家庭学習の手引書を4月に配布します。（HPでも確認できます。）

Chromebookについて

家での使用について

- ・学習のために使う
- ・使用時間を守る（1日1時間程度）
- ・家の人の目の届くところに置く

ネット使用時の約束

- ・先生から課題が出された時のみ、Yahoo！きっずなどの検索が使えます。



「Chromebook持ち帰りのルール」
を守って使いましょう。

日課表

火・木・金			月・水		
登校 (8:05～8:15)			登校 (8:05～8:15)		
学習の準備			学習の準備		
朝学習（朝読書）・朝の会			朝の会（5分）		
8:15	1 時間目		8:15	1 時間目	
8:25			8:20		
9:10	2 時間目		9:05	2 時間目	
9:15			9:10		
10:00	3 時間目		9:55	3 時間目	
10:20			10:15		
11:05	4 時間目		11:00	4 時間目	
11:10			11:05		
11:55	給食		11:50	給食	
12:35	清掃		12:30	給食片づけ・廊下清掃（5分）	
12:45	昼休み		12:35	昼休み	
13:05	5 時間目		12:50	5 時間目	
13:50	6 時間目		13:35	6 時間目	
13:55			13:40		
14:40	帰りの会		14:25	帰りの会	
14:45	下校		14:30	下校	
15:15	放課後			放課後なし	

主な学校行事（予定）

詳しくは年間行事予定をご覧ください

1学期	4月8日(月) 4月26日(土) 5月8日(木) 6月7日(土) 7月4日(金)～ 7月16日～17日 7月23日(水)	入学式・始業式 全校参観日 遠足 運動会 参観日 5年生宿泊学習 1学期終業式
2学期	8月27日(水) 9月10日～11日 10月31日(金) 12月2日(火)～ 12月23日(火)	2学期始業式 6年生修学旅行 学習発表会 参観日 2学期終業式
3学期	1月9日(金) 2月20日(火)～ 3月24日(月)	3学期始業式 参観日 卒業式

緊急連絡について

楽メ登録のお願い

- ・本校では学級連絡網を発行しておりません。必ず、楽メへの登録をお願いいたします。（利用料無料）
- ・楽メは年度更新となります。
- ・機種変更等を行った場合は新たに登録が必要になる場合があります。

臨時休校や不審者情報などは、すべて楽メを通して配信されます。

お土産やお礼は不要

旅行のお土産や転出時のお礼は、アレギー等の観点からお断りしております。ご理解とご協力をお願いします。

保健室から

生活リズムの大切さ

身体の調子は生活リズムを整えることで保たれています。よい生活リズムや生活習慣が自然と身に付くように生活しましょう。

保健室での処置は一時的なものです

- ・保健室は一時的な応急処置を行い、経過を見る場所です。
- ・継続的な処置や治療はできません。
- ・学習が継続できない場合はお迎えをお願いしております。
- ・緊急時には、救急車を要請する場合があります。
- ・学校感染症の診断を受けましたら、学校に連絡をお願いします。

救急カード 毎年4月に記入と提出をお願いします。

その他

けがで通院したら

- ◆登校から下校までのけがは「日本スポーツ・振興センター」の給付対象となります。
- ◆登下校を含む学校生活の中でのけがによる通院があった場合は、必要な書類をお渡ししますので、担任に連絡をください。
※金額によっては対象外になる場合があります。

いじめについて

- ・本校では毎学期「いじめアンケート」を実施しています。
- ・いじめを認知した場合は、「いじめ防止基本方針」に則り、全校で迅速かつ適切に対応いたします。
- ・本校の「いじめ防止基本方針」は、HPからも閲覧できます。

各種相談

お悩みは気軽にご相談を

- ・毎週木曜日に心の相談員が来校しています。
- ・非常勤ですがスクールソーシャルワーカー（SSW）も在籍しています。
- ・特別支援教育についての相談や見学も随時受け付けています。

不審者発見時

すぐに110番通報を

児童虐待

「児童虐待の防止などに関する法律」により、虐待の発見や疑いについては適切に通告します。